

大牟田市三池カルタ・歴史資料館等複合施設

(大牟田市立三池カルタ・歴史資料館、大牟田市立図書館)

指定管理者募集要項

大牟田市教育委員会

大牟田市

令和8年8月

目 次

1	対象施設の概要	1
2	指定管理者が行う管理の基準	2
3	指定管理者が行う業務の範囲	3
4	指定の期間	3
5	ネーミングライツ	4
6	管理に要する経費	4
7	応募資格	4
8	提出書類	5
9	リスク分担	7
10	利益の還元剰余金の取扱いについて	8
11	申請書の提出方法及び提出期限	8
12	参加表明書の提出	9
13	質問事項の受付及び回答	9
14	現地説明会の実施	10
15	選定方法	10
16	無効又は失格	11
17	選定委員会	11
18	選定結果	11
19	指定管理者の決定及び管理業務に係る指定管理料	12
20	その他	12
21	添付資料・様式	12
22	指定管理者選定スケジュール（予定）	13

大牟田市教育委員会及び大牟田市（以下「市」という。）では、大牟田市三池カルタ・歴史資料館等複合施設（大牟田市立三池カルタ・歴史資料館及び大牟田市立図書館からなる複合施設。以下「複合施設」という。）をより効果的・効率的に管理運営していただく指定管理者を募集します。

1 対象施設の概要

（１）名 称

大牟田市三池カルタ・歴史資料館等複合施設

（２）所在地

大牟田市宝坂町２丁目２番地３

（３）施設の沿革、設置目的

本施設は、平成３年４月に開設しました。開設当時は、大牟田市立三池カルタ記念館と大牟田市立図書館との複合施設でしたが、平成１８年に大牟田市立歴史資料館を大牟田市立三池カルタ記念館に統合し、大牟田市立三池カルタ・歴史資料館と大牟田市立図書館との複合施設としました。

大牟田市立三池カルタ・歴史資料館（以下「資料館」という。）及び大牟田市立図書館（以下「図書館」という。）の役割は、それぞれ次のとおりです。

資料館は、カルタや郷土の歴史に関する資料（以下「資料館資料」という。）を収集し、保存し、及び展示するとともに、その調査研究を行い、地域社会の文化の向上に資することを目的とします。

図書館は、市民の図書館資料に対する要求に応え、自由かつ公平に図書館資料を提供し、市民の教養や調査研究、レクリエーション等に資することを目的とします。

また、お互いの専門性を活用し、相互に補完しながら有機的に連携を保ち運営していくことで市民サービスの向上に寄与できるよう、複合する施設として設置しています。

（４）竣工年月日

平成３年２月１日

（５）敷地面積

４，３９９．９１７㎡

（６）施設概要

別紙「大牟田市三池カルタ・歴史資料館等複合施設指定管理者業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおりです。

(7) 施設の利用状況等

本要項末尾資料のとおりです。

2 指定管理者が行う管理の基準

(1) 開館時間及び休館日

開館時間及び休館日は、大牟田市三池カルタ・歴史資料館等複合施設条例（平成18年条例第24号。以下「複合施設条例」という。）第6条、第7条、第21条及び第22条に規定する開館時間及び休館日とします。ただし、複合施設条例第15条第2項及び第27条第2項の規定に基づき、あらかじめ大牟田市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の承認を得て、開館時間を変更し、又は休館日を変更し、若しくは臨時に設けることができます。

(2) 個人情報の取扱い

指定管理者は、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び大牟田市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年条例第29号）の規定を遵守し、複合施設の管理業務に関連して作成し、又は取得した利用者等の個人に関する情報を適切に取り扱ってください。

(3) 情報公開

大牟田市情報公開条例（平成15年条例第37号）の規定を遵守し、積極的な情報公開に努めてください。

(4) 関係法令等の遵守

関係法令、複合施設条例及び大牟田市三池カルタ・歴史資料館等複合施設条例施行規則（平成18年教育委員会規則第2号。以下「施行規則」という。）の規定を遵守してください。

(5) 施設設備及び物品の維持管理

施設設備及び物品について、適切に維持管理を行ってください。

(6) 社会的に就労が困難な方々の就労の場及び雇用の確保

指定管理者は、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）や母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）などの主旨を踏まえ、「仕様書」に定める業務の中で、現在、高齢者、障害者、並びに母子、父子、寡婦など社会的に就労困難な方々で構成される団体等に委託している業務については、原則として、引き続きそれらの団体等に委託するものとします。

なお、特別な理由によりそれらの団体等との契約が困難な場合は、理由書を提出することにより、上記によらないことができるものとします。

(7) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）への対応

この法律の施行により、民間事業者において障害者に対する「不当な差別的取り扱い」が禁止となるほか、「障害者への合理的配慮」の提供が義務化されています。また、指定管理者は、民間事業者ではありますが、公の施設の管理を通じて市民サービスに直結した業務を担っていること等を踏まえると、本市に準じた対応を求められますので、法令や「障害を理由とする差別解消の推進に関する大牟田市職員対応要領」等に従い、適切に対応してください。

(8) その他

管理の基準に関する詳細は、協議の上、大牟田市立三池カルタ・歴史資料館及び大牟田市立図書館の管理運営に関する協定書（以下「協定書」という。）で定めます。

3 指定管理者が行う業務の範囲

(1) 資料館

複合施設条例第16条に規定する下記の業務を行います。

- ①複合施設条例第5条各号（資料館資料の収集に関するものを除く。）に規定する事業の実施に関すること。
- ②複合施設条例第12条の規定により入館を禁じ、又は退館を命じること。
- ③資料館の施設等の維持及び修繕に関すること。
- ④その他資料館の管理のために教育委員会が必要と認める業務

(2) 図書館

複合施設条例第28条に規定する下記の業務を行います。

- ①複合施設条例第20条各号（図書館資料の収集に関するものを除く。）に規定する事業の実施に関すること。
- ②複合施設条例第24条の規定により入館を禁じ、又は退館を命じること。
- ③図書館の施設等の維持及び修繕に関すること。
- ④その他図書館の管理のために教育委員会が必要と認める業務

なお、具体的な業務内容及び履行方法については、仕様書によります。

4 指定の期間

令和9年4月1日から令和14年3月31日まで（5年間）とします。

ただし、管理を継続することが適当でないと認めるときは、指定を取り消す場合があります。

5 ネーミングライツ

大牟田市における施設の魅力向上及び地域の活性化に資することを目的として、ネーミングライツ制度を導入しています。

施設がネーミングライツを導入した場合、指定管理者は、契約により定められた呼称（以下「愛称」という。）を積極的に使用することとし、例えば、指定管理者が行う事業の広報、パンフレット、ウェブサイト等の表記には、原則として愛称を使用してください。

ネーミングライツの導入に伴い、施設のサイン（看板）、印刷物、ウェブサイト等の変更作業が生じる場合、指定管理者は市と緊密に連携し、円滑な移行にご協力ください。

6 管理に要する経費

施設管理及び事業にかかる経費については、以下の指定管理料上限額以内で申請の際の事業計画書、収支予算を作成してください。

指定管理料の上限額	692,800千円（5年間）
-----------	----------------

7 応募資格

応募資格は、次の要件を全て満たす法人その他の団体（以下「法人等」という。）とします。この場合において、法人でない団体にあたっては、（１）から（４）までについては当該団体の代表者が、（５）から（９）までについては当該団体が、それぞれその要件を満たしてください。

なお、共同事業体での申請にあたっては、構成団体の中で代表団体を定めること。また、共同事業体の構成団体となった法人等は、単独又は他の共同事業体の構成団体として別途申請できません。

（１）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定により、本市の一般競争入札に参加することができない者でないこと。

（２）大牟田市指名停止等措置要綱（平成 8 年 3 月 1 日施行）の定めるところにより、本市から指名競争入札に係る指名停止の措置を受けていないこと。

（３）市町村税、都道府県税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。

（４）民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）等に基づく再生、更正等の手続開始の申立てを行っている者（当該再生、更生等の手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

（５）地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 11 項の規定による指定の取り消し（指定の取り消しの理由が施設の休止、廃止等の本市又は他の地方公共団体の事情によるものを除く。）を受けたことがないこと。

（６）法人等の役員及び構成員に、市における指定管理者の指定手続においてその公

正な執行を妨げた者、又は公正な価格の成立を妨害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者が含まれていないこと。

(7) 次のいずれかに該当する法人等（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に掲げる者を除く。）でないこと。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団若しくは暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）の統制の下にある法人等

イ 暴力団又は暴力団員に対して経済上の利益又は便宜を供与している法人等

ウ 暴力団員及び暴力団又は暴力団員に対して経済上の利益又は便宜を供与している者が役員及び構成員に含まれている法人等

(8) 法人等の役員及び構成員に、市長、副市長、教育長、企業管理者、市議会議員、地方自治法第180条の5第1項及び第3項に規定する委員会の委員又は監査委員が含まれていないこと。

(9) 11に定める参加表明書を提出していること。及び、13に定める現地説明会に参加すること。

8 提出書類

申請に当たっては、以下の書類を市に提出してください。なお、市が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めることがあります。

(1) 施行規則第26条に規定する指定管理者指定申請書【様式第15号】

(2) 指定の予定期間に属する各年度における複合施設の管理に係る事業計画書【別記様式ア】及び収支予算書【別記様式イ】

※資料館と図書館の内訳が分かるように記載してください。

(3) 定款又は寄付行為の写し及び登記事項証明書（法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類）

(4) 指定申請の日の属する事業年度の前3事業年度における法人等の収支決算書、財産目録及び貸借対照表その他の団体の財務状況を明らかにする書類。ただし、指定申請の日の属する事業年度の前事業年度までの事業年度が3年度に満たない法人等にあつては設立時からの収支決算書、財産目録及び貸借対照表又はこれらに類する書類。指定申請の日の属する事業年度に設立された法人等にあつては当該設立時における財産目録又はこれに類する書類

(5) 指定申請の日の属する事業年度及び翌事業年度における法人等の事業計画書及び収支予算書

- (6) 法人等の役員の履歴書
- (7) 法人等の組織及び運営に関する事項を記載した書類
- (8) 現に行っている事業の内容及び実績を記載した書類
- (9) 労働者災害補償保険に加入していることを証する書類（従業員を雇用していない事業者は除く。）
- (10) 納税証明書
 - ①法人税、消費税及び地方消費税について滞納がないことの証明書
 - ②福岡県の県税（同県税が課税されていないもので県外に主たる事務所又は事業所を有するものにあつては、主たる事務所又は事業所の所在地の都道府県税）について滞納がないことの証明書
 - ③大牟田市の市税（同市税が課税されていないもので市外に主たる事務所又は事業所を有するものにあつては、主たる事務所又は事業所の所在地の市町村税）について滞納がないことの証明書
- (11) 申立書

民事再生法、会社更生法等に基づく再生・更生の手続開始の申立てを行っていない旨の申立書【別記様式ウ】
- (12) 法人等の役員等名簿兼照会承諾書【別記様式エ】
- (13) 共同事業体で申請する場合
 - ①共同事業体構成団体届兼委任状【別記様式オ】
 - ②共同事業体協定書（各団体の役割及び責任体制を示すこと。）

※共同事業体で申請の場合は、各団体の上記（３）から（１２）までの書類を提出してください。

9 リスク分担

指定期間内における主なリスク分担については、次の表のとおりとします。これ以外のリスクに関する対応については、別途協議するものとします。

リスクの種類	リスクの内容	負担する者		
		市	指定管理者	分担(協議)
応募	応募に関して必要となる費用		○	
税制変更	消費税（地方消費税を含む）率等の変更	○		
	法人税・法人住民税率等の変更		○	
	それ以外で管理運営に影響するもの			○
許認可等	市が取得すべき許認可等が取得・更新されないことによるもの	○		
	指定管理者が取得すべき許認可等が取得・更新されないことによるもの		○	
管理運営内容の変更	市の施策による期間中の変更	○		
	指定管理者の発案による期間中の変更			○
市議会の議決	指定の議決が得られないことによる管理運営の開始の延期			○
管理運営の中断・中止	市に帰責事由があるもの	○		
	指定管理者に帰責事由があるもの		○	
	それ以外のもの			○
利用者等への損害賠償	市に帰責事由があるもの	○		
	指定管理者に帰責事由があるもの		○	
	市と指定管理者の両者、又は被害者・他の第三者等に帰責事由があるもの			○
事業終了時	指定期間の満了又は期間中途における業務の廃止に伴う撤収費用		○	
不可抗力※	不可抗力による施設・設備の復旧費用			○
	不可抗力による管理運営の中断			○

※不可抗力：暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、雷、地すべり、落盤、火災、テロ、暴動、ストライキ、新型コロナウイルスその他新たな感染症など

1 0 利益の還元剰余金の取扱いについて

指定管理者業務の実施により利益を得た場合、当該は管理者の経営努力によるものである一方、公共財産施設運営から生まれたものでもあります。したがって、計画を大きく超える利益が出た場合は、その一部を市民に還元することも必要であり、以下のとおり利益の還元をお願いしています。なお、決算により損失が生じた場合は、市がこれを補填することはありません。（8 リスク分担で規定する費用負担は除く。）

（1）還元額

指定管理者は、原則として、一事業年度において剰余金が生じ、当該年度の利用料金が計画額の1.5倍を超えた場合は、その超過額の100分の50の額（一万円未満を切り捨てた額）に相当する額を市に還元するものとします。

（2）還元方法について

利益の還元方法は、施設利用者の安全性、快適性という観点から、以下の選択肢の中から市と指定管理者が協議し、1つ又は複数の方法を選択して市に還元するものとします。

ア) 施設の安全性につながる修繕及び工事

イ) 施設利用者の要望を踏まえた備品の設置及び更新

1 1 申請書の提出方法及び提出期間

（1）提出先

大牟田市市民協働部 生涯学習課 生涯学習担当（延命庁舎1階）

〒836-0872 大牟田市黄金町1丁目34番地

電話番号 0944-41-2864（直通）

E-Mail e-shogaigakushu01@city.omuta.fukuoka.jp

（2）提出期間

令和8年9月7日（月）から9月18日（金）午後5時15分まで

なお、受付時間は平日の午前8時30分から午後5時15分までとします。

（3）提出方法

提出先へ直接持参又は郵送（書留郵便）によるものとします。ただし、郵送の場合は、提出期間最終日の午後5時15分までに必着とし、不慮の事故による紛失又は遅配については考慮しません。※電子メール及びFAXでの提出は認めません。

（4）提出部数

正本1部、副本15部（コピー可）とします。

(5) 注意事項

- ①申請書提出に要する経費等は全て申請者の負担とします。
- ②提出書類はお返しできません。また、提出後の書類の追加・修正は認めません。
- ③提出書類は、必要に応じ複写します。(使用は市役所内及び選定委員会での検討に限ります。)
- ④提出書類は、情報公開の請求により公開する場合があります。
- ⑤市が提供する資料は、申請に係る検討以外の目的に使用することを禁じます。
また、この検討の目的の範囲内であっても、市の了解を得ることなく第三者に対して、これを使用させること、又は内容を提示することを禁じます。
- ⑥指定管理者に指定された場合、指定管理期間中各年度の決算書や財務諸表などの経営状況が把握できる資料を提出していただきます。
- ⑦申請後、申請を取り消す場合は、辞退届(任意様式)を提出してください。

1 2 参加表明書の提出

申請書を提出する場合は、必ず参加表明書【別記様式ク】を提出してください。参加表明書の提出があった法人等のみが、申請書を提出することができます。

(1) 提出先

1 1 (1) のとおり

(2) 提出期間

令和8年8月17日(月)から8月31日(月)午後5時15分まで
なお、受付時間は平日の午前8時30分から午後5時15分までとします。

(3) 提出方法

参加表明書【別記様式ク】を作成の上、電子メールで提出してください。

1 3 質問事項の受付及び回答

募集要項の内容等に関する質問を次のとおり受け付けます。

(1) 受付期間

令和8年8月17日(月)から8月26日(水)午後5時15分まで

(2) 受付方法

質問書【別記様式カ】を作成の上、電子メールで提出してください。

(3) 回答方法

回答できる質問事項に対し、令和8年9月4日(金)まで市のホームページに掲載します。

(市ホームページ <http://www.city.omuta.lg.jp/>)

1 4 現地説明会の実施

現地説明会を次により開催します。現地説明会参加申込書【別記様式キ】を作成の上、次のとおり申し込んでください。

なお、出席は1法人につき3人以内でお願いします。

(1) 開催日時

令和8年8月20日(木) 午後1時30分から2時間程度(時間厳守)

(2) 開催場所

複合施設 集会室(3階)

(3) 申込方法

申込書【別記様式キ】作成の上、電子メールで提出してください。

(4) 申込締切

令和8年8月17日(月) 午後5時15分まで

(5) 申 込 先

1 1 (1) のとおり

※当日は本募集要項及び仕様書を必ずご持参ください。

1 5 選定方法

大牟田市市民協働部指定管理者候補者選定委員会(以下「選定委員会」という。)において、次の選考事項に沿って審査し、評点の合計が最も高い申請書を指定管理者候補者として選定します。

なお、応募団体が1団体の場合でも、選定委員会の定める選定基準を満たしていないときは選定されず、再度公募を行う場合があります。

各事項の括弧内の数値は配点を表しています。

《選考事項及び配点》

(1) 住民の平等な利用の確保(15点)

①施設の設置目的及び管理方針の理解

②住民の施設の平等な利用の確保

(2) 施設の効用の最大限の発揮(44点)

①利用者の増加を図るための具体的手法

②サービスの向上を図るための具体的手法

③事業内容と施設の設置目的の整合性

④施設の維持・管理計画の適格性及び安全性

⑤市民との協働

(3) 経費の縮減 (11点)

- ①管理業務に係る提案価格
- ②収支計画内容の適格性及び実現の可能性

(4) 管理を安定して行う人的、財政的基礎 (22点)

- ①安定的な運営が可能となる人的能力
- ②安定的な運営が可能となる経理的基盤
- ③類似施設の運営実績

(5) その他必要な事項 (8点)

- ①緊急時等の対応
- ②情報公開・個人情報保護のための方策

(6) 加点項目 (10点)

- ①当施設における良好な管理運営を行った実績
- ②大牟田市内に事業所又は営業所があること。

1.6 無効又は失格

以下の事項に該当する場合は、申請を無効又は失格となる場合があります。

- (1) 申請書の提出方法、提出先、提出期限等が守られなかった場合
- (2) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合
- (3) 申請書に記載すべき事項以外の内容を記載した場合
- (4) 虚偽の内容を記載した場合
- (5) 選定結果を通知するまでの間に選定委員、大牟田市職員及び本件関係者に対して適正な選定を阻害するおそれのある接触行為の事実が認められた場合
- (6) 本要項中の「2 指定管理者が行う管理の基準」を満たしていない場合
- (7) 参加表明書が提出されていない場合
- (8) その他応募資格に適しない場合

1.7 選定委員会

選定委員会は、令和8年10月から11月に実施を予定しています。その際に、プレゼンテーションを行っていただきますので、事業実施責任者としての知識がある者の出席をお願いします。詳細な時間、場所等については後日連絡します。

1.8 選定結果

結果については、申請者に文書で通知するとともに、市ホームページにおいて公表します。

(市ホームページ <http://www.city.omuta.lg.jp/>)

1 9 指定管理者の決定及び管理業務に係る指定管理料

- (1) 指定管理者は、令和8年12月議会の議決を経て指定されます。
- (2) 議決後に市と指定管理者との間で協定を締結しますが、この協定の管理業務にかかる指定管理料は令和9年度予算額以内となりますので、申請時に提案された管理業務にかかる提案価格を下回る場合があります。

2 0 その他

- (1) 提出された書類はお返しできません。
- (2) 提出された書類は、必要に応じ複写します(使用は市役所内及び選定委員会での検討にかぎります。)
- (3) 提出された書類は、情報公開の請求により公開することがあります。
- (4) 大牟田市が提供する資料は、申請に係る検討以外の目的に使用することを禁じます。また、この検討の目的の範囲内であっても、大牟田市の了解を得ることなく第三者に対して、これを使用すること、又は内容を提示することを禁じます。
- (5) 指定管理者に指定された場合、指定管理期間中各年度の決算書や財務諸表などの経営状況が把握できる資料を提出していただきます。

2 1 添付資料・様式

- (1) 大牟田市三池カルタ・歴史資料館等複合施設指定管理者募集要項様式集
- (2) 大牟田市三池カルタ・歴史資料館等複合施設指定管理者業務仕様書
- (3) 大牟田市三池カルタ・歴史資料館等複合施設条例
- (4) 大牟田市三池カルタ・歴史資料館等複合施設条例施行規則

2.2 指定管理者選定スケジュール（予定）

- | | |
|------------------------|--------------------------|
| (1) 募集要項の配布 | 令和8年8月3日(月)から8月14日(金)まで |
| ※市ホームページからもダウンロードできます。 | |
| (2) 質問受付 | 令和8年8月17日(月)から8月26日(水)まで |
| (3) 現地説明会 | 令和8年8月20日(木) |
| (4) 質問回答 | 令和8年9月4日(金)までに回答します。 |
| (5) 参加表明書受付 | 令和8年8月17日(月)から8月31日(月)まで |
| (6) 申請受付 | 令和8年9月7日(月)から9月18日(金)まで |
| (7) 選定(プレゼンテーション含む。) | 令和8年10月から11月 |
| (8) 選定結果の通知 | 令和8年11月中旬 |
| (9) 指定議案の議決 | 令和8年12月議会に提案 |
| (10) 指定の公告 | 令和9年1月上旬 |
| (11) 協定書締結 | 令和9年1月下旬から2月中旬 |

【問い合わせ】

〒836－0872

大牟田市黄金町1丁目34番地

大牟田市 生涯学習課（延命庁舎1階）

電話番号 0944－41－2864（直通）

FAX 0944－41－2210

E-Mail e-shogaigakushu01@city.omuta.fukuoka.jp

(1) 資料館

a 入館者数

(人・日)

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
観覧者数(計)	7,770	10,625	9,016
開館日数	270	275	275

b 収入

(人・円)

第1期指定管理は、入館料は無料であったため、15～18年度の状況を参考記載

	15年度	16年度	17年度	18年度
有料観覧数(計)	4,673	3,388	3,133	2,525
カルタ館	3,574	2,520	2,190	—
歴史資料館	1,099	868	943	—
観覧料収入(計)	945,880	658,550	624,120	624,060
カルタ館	808,160	558,070	511,070	—
歴史資料館	137,720	100,480	113,050	—

※三池カルタ・歴史資料館は、18年4月に三池カルタ記念館と歴史資料館を統合し開館しているため、15年度～17年度は、三池カルタ記念館と歴史資料館それぞれの有料観覧者数、観覧料収入を計上しています。

(2) 図書館

a. 図書貸出の登録者及び利用者(令和7年度 奉仕拠点別)

(単位:人、団体)

区 分				計	本 館	地 区 公 民 館					
						三川	勝立	吉野	三池	手鎌	駛馬
登録者数	個人	新規登録者	小学生以下	162	146	2	0	4	4	6	0
			中 学 生	24	21	1	0	0	1	1	0
			高 校 生	56	55	0	0	0	0	1	0
			成 人	1,061	960	13	9	20	24	30	5
			計	1,303	1,182	16	9	24	29	38	5
	登録者数			17,862	16,458	269	116	259	381	273	106
	団体	新規登録団体数		11	11						
		登録団体数		495	495						
利用者数	個人	実利用者数		6,621	6,161	94	34	82	116	112	22
		のべ利用者数		80,111	69,551	1,827	705	1,748	3,565	2,074	641
	団体	実利用団体数		66	66						
		のべ利用団体数		381	362	0	0	0	0	19	0

b. 図書貸出冊数及びその他資料貸出数(令和7年度 奉仕拠点別)(単位:冊、点、日)

区 分		計	本 館	地 区 公 民 館					
				三 川	勝 立	吉 野	三 池	手 鎌	駛 馬
図 書 資 料	一 般	221,430	200,068	3,429	1,173	3,259	7,635	4,671	1,195
	児 童	112,579	104,591	1,469	468	1,446	2,114	1,981	510
	小 計	334,009	304,659	4,898	1,641	4,705	9,749	6,652	1,705
	開 館 日		286	340	340	341	340	340	340
	1 日 平 均		1,065.2	14.4	4.8	13.8	28.7	19.6	5.0
そ の 他 資 料	A V 資 料 (C D ・ D V D 等)	15,429	15,292	38	23	6	40	28	2
	雑 誌	13,994	13,683	45	0	44	71	150	1
	小 計	29,423	28,975	83	23	50	111	178	3
総 計		363,432	333,634	4,981	1,664	4,755	9,863	6,830	1,708

c. 図書貸出等の推移

区 分 年 度	貸 出 (冊)		予 約 (冊)	
	個 人	団 体	処 理	うち購入
R5	347,329	4,848	33,715	1,199
R6	333,252	7,331	33,995	1,051
R7	324,867	9,142	33,853	975

d. 図書の予約処理状況

一般書・児童書	31,268冊		
雑誌	2,278冊		
A V 資料 (C D ・ D V D 等)	307点	合 計	33,853件

e. 文献複写サービス(有料) 複写枚数 3,406枚

f. 人口類似都市図書館との比較

区 分	大 牟 田 市		人口類似都市平均 (R7 年度)
	R6 年度	R7 年度	
市民 1 人当たりの図書貸出冊数(個人)	3.57 冊	3.56 冊	3.84 冊
全市民中に占める貸出登録者の割合(個人)	18.72%	17.50%	45.11%
蔵 書 回 転 率	1.25 回	1.23 回	1.15 回
市 民 1 人 当 た り の 蔵 書 冊 数	2.87 冊	2.88 冊	3.35 冊
市 民 1 人 当 た り の 図 書 等 購 入 費	204.39 円	206.97 円	188.41 円
職 員 1 人 当 た り の 図 書 等 貸 出 数	21,791 冊	21,379 冊	14,969 冊

※「人口類似都市平均」は、『日本の図書館(2025)』日本図書館協会2026年刊から、人口10,7万人以上12,1万人未満の10市の平均

※大牟田市以外の数値は、2025年の公共図書館調査票の数値をもとに平均値を算出

g. 蔵書冊数

区 分	一 般		児 童		計	
	冊数(冊)	比率(%)	冊数(冊)	比率(%)	冊数(冊)	比率(%)
	222,827	75.7	71,576	24.3	294,403	100.0